

新・継	番号	区名	町名	要 望 事 項	担当課	回 答
継 続	州一1	州見台地区	3 ・ 4 ・ 5 アルス木津南 丁目	1. 交通環境の整備 ①小・中学校の通学路等について (1)州見橋の歩道は冬季の路面凍結による自動車事故や予測できない自動車事故(福岡県の例)など、車道からの干渉帯や防護柵がなく不安を感じている父兄の声が多く寄せられており、ガードレールの設置を昨年も要望しました。 しかしながら、貴回答は“同様の橋梁での設置例はなく今後の方針は変わらない”とのことですが、歩行者の安全確保上必要と考えます。改めて設置を要望します。	学 校 教 育 課	現在、州見台地区の道路管理は、UR都市機構が行なっております。以前、管理者であるUR都市機構から橋梁にガードレール等の設置は前例がなく困難であるとの回答がありました。やはり橋梁にガードレール等の設置は橋梁の強度等考えますと構造上、困難でございます。ご理解いただきますようお願いいたします。
継 続	州一2	州見台地区	3 ・ 4 ・ 5 アルス木津南 丁目	1. 交通環境の整備 ①小・中学校の通学路等について (2)州見台地区から木津中学校へ通学する場合の通学路について、道路整備状況や安全面等を考慮のうえ、市または中学校としての通学路を確保し、通学の地図(通学マップ)の作成を要望します。	学 校 教 育 課	生徒の通学時の安全確保は重要でありますので、小学校のように安全マップを作成する形になるかどうかはわかりませんが、学校・教育委員会が協力し知恵を絞りながら、より一層、生徒の通学時の危険箇所等の把握に努めますので昨年同様、保護者及び地域の方々のご協力をお願いいたします。
継 続	州一3	州見台地区	3 ・ 4 ・ 5 アルス木津南 丁目	1. 交通環境の整備 ②高の原駅への直通道路の新設について 昨年の高の原までの道路新設の要望に対する貴回答は、“京奈和道側道は農業用道路であることから、国道163号線を利用してほしい”とのことですが、州見台地区から高の原方面への交通量は今後ますます増加することが予想されます。改めて直通道路の新設を要望します。	都 市 計 画 課	昨年も回答しましたように南地区から高の原方面への都市計画道路としてのアクセス道路は24号線から163号線もしくは田辺奈良線です。新たにご希望される都市計画道路を計画することはありません。
継 続	州一4	州見台地区	3 ・ 4 ・ 5 アルス木津南 丁目	1. 交通環境の整備 ③JR平城山駅までの幹線道路の新設について 昨年の要望に対する貴回答では、“計画はない”となっておりますが、その後の取り組み及び、進展について回答願います。	都 市 計 画 課	昨年も回答しましたように州見台からJR平城山駅へ行ける道路が全く無い訳ではありませんので、特に取り組み及び進展はありません。

新・継	番号	区名	町名	要 望 事 項	担当課	回 答
継 続	州一5	州見台地区	3 ・ 4 ・ 5丁目	1. 交通環境の整備 ④JR大和路線の州見台地区への新駅の設置について 昨年の貴回答では、“市内における鉄道及びバス等の公共交通網のあり方も含め検討する”となっておりますが、検討結果について回答願います。	企画課	今年度、木津川市地域公共交通総合連携協議会を立ち上げ、市内公共交通の利便性向上に向けた取り組みを行ってまいります。この取り組みの中で、木津南地区の開発に伴う利便性の向上についても協議してまいりたいと考えております。
継 続	州一6	州見台地区	3 ・ 4 ・ 5丁目	1. 交通環境の整備 ⑤住宅街区内交差点の安全対策について 州見台地区への新規住宅の増加に伴い交通量も急激に増えておりますが、交差点には信号はもとより、横断歩道、一旦停止線、カーブミラー等もない場所が多く非常に危険です。	危機管理課	つきましては、現在のJR線の利用ニーズを把握しながら、また本市における既存JR駅の利用環境の充実に、まずは取り組んでまいります。
継 続 ・ 新 規	州一7	州見台地区	3 ・ 4 ・ 5丁目	1. 交通環境の整備 ⑥信号機の設置について ガーデンモール木津南のオープンに伴い、東西線(東中央線)につきましても、以前にも増す交通量となり、ロード製菓前交差点の西方向車線での右折時には、中央分離帯の植樹が視界を遮り、しかも道路構造上(坂道)対向車の見通しも大変悪く事故の発生が懸念されます。	危機管理課	信号機、横断歩道、一旦停止等は、公安委員会の管轄となりますので、木津警察署へ要望いたします。地元地区からも木津警察署へ要望活動をお願いします。また、カーブミラーと防犯灯につきましては、具体的な場所をご教示いただきますようお願いいたします。
				事故発生を未然に防ぐためにも交差点に右折信号機の早期設置を再度要望します。 R24号線から州見台に入る交差点に指示信号機の設置を要望します。	危機管理課	現場確認をいたしましたところ、西行き車面が右折れ時に中央分離帯の生垣等が視界をさえぎる部分がありますので、UR都市再生機構に生垣を伐採を要望いたしましたので報告します。なお信号機は、公安委員会の管轄となりますので、木津警察署へ要望いたします。地元地区からも木津警察署へ要望活動をお願いします。

新・継	番号	区名	町名	要 望 事 項	担当課	回 答
新規	州一8	州見台地区	3 ・ 4 ・ 5丁目	1. 交通環境の整備 ⑦自転車走行の安全について 広い歩道をスピードを出して走る自転車があり、危険なので白線を引いて自転車専用のスペースを歩道内に確保してほしい。	危機管理課	自転車、歩行者専用道路は、公安委員会の管轄となりま すので、木津警察署へ要望いたします。地元地域からも 木津警察署へ要望活動をお願いします。
継続・新規	州一9	州見台地区	3 ・ 4 ・ 5丁目	2. 公共施設の整備 ①教育機関、公立幼稚園、中学校の開園・開校について (1)州見台地区への人口の増加に伴い、木津幼稚園だ けでは対応困難が予想されることから、当地区への公立 幼稚園の開園を昨年にも要望しました。しかしながら、貴回 答は“財政難を理由に対応は非常に難しい”とのことですが、当地区では近年幼児数も急激な増加傾向にあり、希 望しても入園できない子どもたちがでているのが現状で す。 希望する幼稚園に全員が入園できるよう、早期開園に向 けた予算化の実現を改めて要望します。 また、入園できない子どもたちへの対処について具体的 な回答をお願いします。	学校教育課	公立幼稚園の新たな開園は、本市の厳しい財政事情 から一切計画しておりません。このため、民間幼稚園の 開園計画がある際は、早期実現を基本に積極的な支援を 行うこととしております。 また、木津川市にお住まいの一人でも多くの方に幼児 教育を受けていただくため、公立幼稚園の園区制を順次 廃止し、平成22年度には5歳児まで入園していただくこと となりました。また、昨年度同様、私立幼稚園に通園され ている園児のために、私立幼稚園就園奨励補助金等の 補助事業を引き続き行っておりまのでご利用ください。 なお、来年度の4歳児の園区廃止に伴い、幼児をおも ちの保護者の方々を対象に、公立幼稚園を知っていただ くための幼稚園の園庭開放を9月に行う予定をしております ので、ご気軽にお越しください。
新規	州一10	州見台地区	3 ・ 4 ・ 5丁目	2. 公共施設の整備 ①教育機関、公立幼稚園、中学校の開園・開校について (2)平成23年度中学校の開校予定にともない、開校予定 実現、早期実現を希望します。	学校教育課	平成23年度に木津南地区に新設中学校を設置すべく、 本年度に基本詳細設計を作成し、今後具体化を図って参 ります。

新・継	番号	区名	町名	要 望 事 項	担当課	回 答
継 続	州一11	州見台地区	3 ・ 4 ・ 5 丁目	2. 公共施設の整備 ①教育機関、公立幼稚園、中学校の開園・開校について (3)州見台地区において新規住宅が増えるに伴い、幼児、児童の数も急激に増加しています。教育活動の一環として、昨年州見台地区への図書館新設を要望いたしましたが、財政難を理由に対応困難との回答ですが、地域住民が学習活動等の拠点として身近に利用できる図書館の開設を改めて要望します。	中央図書館	新図書館の建設については、木津川市の他の地区からでも要望が出ておりますが、現在の木津川市の財政を鑑みますと、たいへん困難な状況です。ご理解いただきますようお願いいたします。
継 続	州一12	州見台地区	3 ・ 4 ・ 5 丁目	2. 公共施設の整備 ②市役所出張所、派出所、郵便局の新設について ・市役所出張所の新設 (1)貴回答は、“行政改革を進める中で出張所の新設は困難であり、今後各種施策の見通しの中で手立てを検討する”とのことですが、納得できる回答になっておりません。 どのような手立てを検討されているのか具体的かつ明確な説明をお願いするとともに、改めて早急なる出張所の開設(例、ソレイユ空店舗の利用等)を要望します。	市民課	また、州見台地区へは毎月第1・第3水曜日の午後2時50分～4時に、州見台小学校に移動図書館車いずみ号を配車しております。引き続き移動図書館をご利用いただきますようお願いいたします。 出張所を含め、市民サービスを提供する公共施設については、統合による機能集約、機能強化等を総合的に判断し、適正な配置の検討を進めています。現在のところ、木津南地区へ出張所を設置することは、検討いたしておりません。木の津バス等をご利用いただき本庁、各支所及び西部出張所までお越しくださいますようお願いいたします。
継 続	州一13	州見台地区	3 ・ 4 ・ 5 丁目	2. 公共施設の整備 ②市役所出張所、派出所、郵便局の新設について ・郵便局の新設 (2)地区内への郵便局の設置については、地域住民のニーズも非常に高く、ここ数年継続して要望している案件でもあります。その必要性を十分にご理解いただくとともに早期実現へ向けた対応を改めて要望します。 また、ソレイユ等へのATM新設についても設置時期の明確化をお願いいたします。	総務課	郵便局の新設につきましては、地域の人口、世帯数、周辺郵便局の配置状況から設置を検討した結果、現時点での要望地域への郵便局の新設は困難でありましたが今後も引き続き状況を注視してまいりますので、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。(以上 郵便局株式会社 企画部長からの回答です) ATMの設置について郵貯銀行へ要望がある旨お伝えいたしました。回答につきましては、現在ATMの新設は行っていないとのこととです。設置する場所の賃借料、利用者数等の基準があるとのこととです。

新・継	番号	区名	町名	要望事項	担当課	回答
継続	州一14	州見台地区	アルス木津南 3・4・5丁目	2. 公共施設の整備 ②市役所出張所、派出所、郵便局の新設について ・派出所の新設 (3)州見台地区において新規住宅の増加及び商業施設の新規導入に伴い、児童、幼児の数、来客数も急激に増加しています。州見台小学校が新設され中学校新設が予定されている当地区への派出所の新設は急務と考えます。早急なる予算化を行っていただくとともに設置の具体化を要望します。	危機管理課	現在、木津町域には、木津警察署(本署)と相楽交番(相楽台3丁目)がございます。木津南地区には現在のところ交番がなく、交番の増設について現在木津警察署と協議を進めております。昨年7月には、京都府警から「交番・駐在所等の機能充実強化プラン」が公表され、木津川市域においては、「木津町南部地域へ交番を新設」「山城町北部地域へ駐在所を新設」とされています。
継続	州一15	州見台地区	アルス木津南 3・4・5丁目	2. 公共施設の整備 ③近隣公園の整備について (1)地区内への新規住宅の増加に伴い、公園を利用する子どもたちや高齢者の数も年々増えております。しかしながら、近隣公園に子どもたちや高齢者向けの多目的広場がないため、遠方の施設を利用せざるを得ないのが現状です。	都市計画課	木津南地区は、土地区画整理事業によりUR都市再生機構が事業を行っています。 公園整備等については、事業の計画段階で箇所や配置を決められている為、現段階で、新規で設置する予定又は、場所もありませんので、ご理解お願いいたします。
継続	州一16	州見台地区	アルス木津南 3・4・5丁目	2. 公共施設の整備 ③近隣公園の整備について (2)一般でも入れ子供達とともにボール遊びやグラウンドゴルフなどができる運動公園、球戯場の早期設置を改めて要望します。	都市計画課	なお、州見台地区の近隣公園は、4月にオープンしました州見台公園と、現在、工事を行っています上人ヶ平公園(8丁目)の2箇所の設定になっています。 また遊具については、上人ヶ平公園には、設置を予定しています。州見台地区の街区公園であります山藍公園(1丁目)、山吹公園(8丁目)には、現在、遊具はありませんが、今後、設置を予定しています。
新規	州一17	州見台地区	アルス木津南 3・4・5丁目	2. 公共施設の整備 ③近隣公園の整備について (3)州見台公園内に子供達が遊べる遊具の設置及び日陰で休憩できる屋根付きのスペースの早期設置を要望します。	管理課	遊具設置の回答ですが、公園建設計画時から遊具を設置しない公園となっているため、設置することはできません。ご理解願います。また、日陰で休憩できるスペースの回答ですが、トイレ北側にありますので、ご利用下さい。

新・継	番号	区名	町名	要 望 事 項	担当課	回 答
継 続	州－18	州見台地区	3丁目 アルス・木津南	3. 公共交通手段の拡充 ①スクールバス制度の導入について 昨年、木津中学校や南陽高校へのスクールバス導入を要望しました。“現在の財政状況ではスクールバスの導入は困難”となっておりましたが、スクールバスの必要性などをどのように考えておられるか、具体的に説明願います。 また、貴回答では“木津川市の巡回バスの中で要望し、協議する”となっておりましたが、現在の巡回バスでは児童の増加に伴い、通学時バスに乗れない子供たちがたくさんおります。スクールバスの必要性を十分ご理解いただくとともに早期実現に向けた対応を要望いたします。	学 校 教 育 課	スクールバス制度の導入につきましては、財政上困難であります。今後引き続き木津川市の巡回バスの現況を関係部署に現状を説明し、教育委員会として増便を要望し、協議してまいりますのでご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。
新 規	州－19	州見台地区	3丁目 アルス・木津南	3. 公共交通手段の拡充 ②近鉄沿線へのバスの州見台停車について 現状のバス路線は、奈良駅と高の原駅路線を活用しているが、最終便が早く通勤・通学（塾や習い事）で非常に不便である。近隣住宅の増加も勘案して、各路線増便や最終時刻の延長を要望したい。更に、多様化する住民の生活圏を確保するためにも、新大宮方面や西大寺方面へのバス路線拡大を要望します。	企 画 課	奈良交通に対し住民の利用実態に応じた適正なバス運行をしていただくよう引き続き要望してまいります。今春より近鉄高の原行きの増便がされるなど、奈良交通も独自にアンケート調査等も行い木津南地区の動向を確認・検討しております。 今後少しでも多くの皆様にご利用いただけますよう協力をお願いいたします。
新 規	州－20	州見台地区	3丁目 アルス・木津南	3. 公共交通手段の拡充 ③木津駅（東口）までのバス運行について 朝の時間帯だけでも増便してほしい。駅から一番近い州見台4丁目から乗ると長い時間乗車しないといけなく時間の無駄を感じるので逆回りの便の新設を願います。	企 画 課	路線バスを運行しています奈良交通とは、コミュニティバス・路線バスとの役割分担や利便線の向上等、住民の利用実態に応じた適切なバス運行をしていただくよう要望してまいります。 引き続きバスにより多くの皆様にご利用いただけますようご協力をお願いいたします。

新・継	番号	区名	町名	要 望 事 項	担当課	回 答
新規	州一21	州見台地区	3 アルス木津南 4 5丁目	3. 公共交通手段の拡充 ④ 駅巡回バス及びきのつバスの運行について 土日祝日ダイヤも平日ダイヤで運行願います。	企画課	きのつバスにつきましては、現在の収支状況、また市の財政状況を考えましても厳しい状況のため、今以上の運行ダイヤの拡充は困難です。 なお今年度、木津川市地域公共交通総合連携協議会を立ち上げ、市内公共交通の利便性向上に向けた取り組みを行ってまいります。この取り組みの中で、木津南地区の開発に伴う利便性の向上についても協議してまいりますと考えております。 また、木津南循環の土日祝日の運行につきましては、奈良交通に対し住民の利用実態に応じた適正なバス運行をしていただくよう要望してまいります。現状以上に多くの皆様にご利用いただけてますようご協力をお願いいたします。
継続	州一22	州見台地区	3 アルス木津南 4 5丁目	4. 医療施設の拡充 州見台地区への新規住宅の増加に伴い住民数も急激に増加しております。しかしながら、医療施設の整備については十分とは言えず、昨年特に住民ニーズが高い耳鼻咽喉科や眼科等の専門医院の誘致をお願いしております。 貴回答では、“医療施設(特に専門医)は必要であり、京都府等と連携し協力を得ながら立地に向けて努力したい”との内容になっておりますが、住民が日々、身近で適切な治療が受けられるよう、早期誘致を改めて要望します。	健康推進課	ご希望の地域での医療施設(特に専門医)は、身近にあることで、地域住民の方が受診し易いのは言うまでもありませんが、現時点としては、公立山城病院、学研都市病院内に当診療科がありますので、当該病院で受診をされたいと考えます。なお、この度、京都府保健医療計画の改訂があり、その中では、総合病院等の病床数の見直しや救急医療体制の整備を図る必要性などは盛り込まれておりますが、地域の専門医などの医療施設の誘致は、個別の医療施設でもありますので誘致となると難しい面があります。関係機関等とも連携をとり安心して受診できる医療体制の整備拡充を図りたいと考えています。

新・継	番号	区名	町名	要 望 事 項	担 当 課	回 答
継 続	州-23	州見台地区	3丁目 アルス木津南 4丁目 5丁目	5、街区の整備 ①州見台地区の歩車道の補修・整備について 地区内歩道上の植樹柵グレーチングのガタツキや破損、植栽の立ち枯れ、マンホールおよびタイル等の陥没がいたるところで見受けられます。特に店舗の乗入れ口等の破損がひどく危険です。また、ソレイユ交差点の瓦地タイルは、雨の日などは滑りやすく危険であり、州見橋東詰も段差(スロープ)が急で自転車等による通行が危険な状態です。 よって、早期の調査と補修を要望します。	都市計画課	URに確認しましたところ次のとおりです。 木津南地区内の歩車道については、舗装ブロックのガタツキや段差等通行するのに危険な状態にある箇所から、順次補修を行っているところですが、今後も早期に補修が行われるよう努めていきます。なお、交差点の瓦地タイルのすべり抵抗値は定められた基準値内にありますので補修は計画していません。また、州見橋東詰めについては、昨年12月に補修し改善しましたが、これ以上勾配を緩くするのは、支障物等があり出来ませんでした。とのこととです。
継 続	州-24	州見台地区	3丁目 アルス木津南 4丁目 5丁目	5、街区の整備 ②公共用地の除草について 昨年、州見台地区内の公共用地の除草を年4回実施するよう要望しましたが、貴回答では昨年同様年2回を予定しているとのことですが、環境、安全、衛生面等からも最低年4回は必要と考えます。前向きな対応を要望します。	都市計画課	URに確認しましたところ次のとおりです。 除草回数については、これまで同様、本年も年2回の実施となります。とのこととです。 公園については、管理課より回答(調整済み)
継 続	州-25	州見台地区	3丁目 アルス木津南 4丁目 5丁目	5、街区の整備 ③空地地主への指導について 空地の管理、特に除草については街区の実態にも影響します。ので最低年4回の除草を指導していただきたい。	まち美化推進課	空き地の管理は、所有者が適正におこなうべきものです。しかしながら、良好な生活環境の維持という観点から管理が行き届いていない空き地につきましては、市より所有者へ連絡し、適正な管理をお願いしております。また、草刈などを行うことが困難な所有者の空き地については、所有者より委託があれば、市がおこなっております。
新 規	州-26	州見台地区	3丁目 アルス木津南 4丁目 5丁目	5、街区の整備 ④州見台3丁目・5丁目に掲示板について 地域のお知らせ事項等を周知するための掲示板の設置をしていただきたい。	総務課	市では、自治会用といった掲示板の設置は行っていません。恐れ入りますが、自治会で対応いただきますようお願いいたします。